

第10章 産業財産権制度の見直しについて

昨今、デジタル革命により業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業等が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大するとともに、優良な顧客体験が競争力の源泉となってきた。このような産業構造の変化や、企業の特許戦略の変化などの動向を踏まえ、知財制度・運用の在り方について検討を行う必要が生じている。

本章では、近年の産業財産権制度の見直しについて紹介する。

1. 新たな産業財産権制度の見直し

日本では、これまで、知財権をしっかりと行使できるよう、知財訴訟制度の充実に向けた取組が累次にわたって行われてきたところであるが、特に証拠収集手続の実効性は欧米の水準に比べて十分とは言えず、訴訟のハードルは依然高い現状にある。さらに、近年、諸外国では、更なる実効的な権利保護に向け、訴訟制度の強化が行われている。日本としても、そうした諸外国の動向も見据えつつ、知財訴訟制度の不断の見直しを行う必要がある。

また、近年、AIやIoTといった技術が浸透する中、日本企業が生き残っていくためには、デザインを中心に据えた戦略の重要性が益々高まっている。デザインは、企業が顧客のニーズを利用者視点で見極めて新しい価値を創造するという、イノベーション創出のための極めて重要な手段である。今後、競争が激化する世界市場において優位に立つためには、多額の投資を行って技術力を高めることばかりに注力するのではなく、製品やサービスのブランドを構築して自社の「稼ぐ力」を高めることが非常に重要となっている。

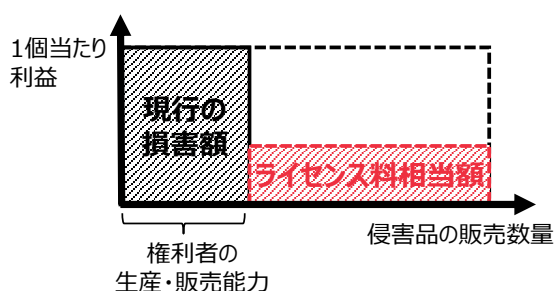
こうした状況を受け、産業構造審議会特許制度小委員会において、2019年2月に法改正に関する内容を含む報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」を、また、産業構造審議会意匠制度小委員会において、2019年2月に法改正に関する内容を含む報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」を取りまとめた。これらの内容を含む、特許法等の一部を改正する法律案は、2019年3月1日に閣議決定、第198回通常国会へ提出され、衆・参両院での審議を経て、2019年5月17日に令和元年法律第3号として公布された。

(1) 特許法の一部改正

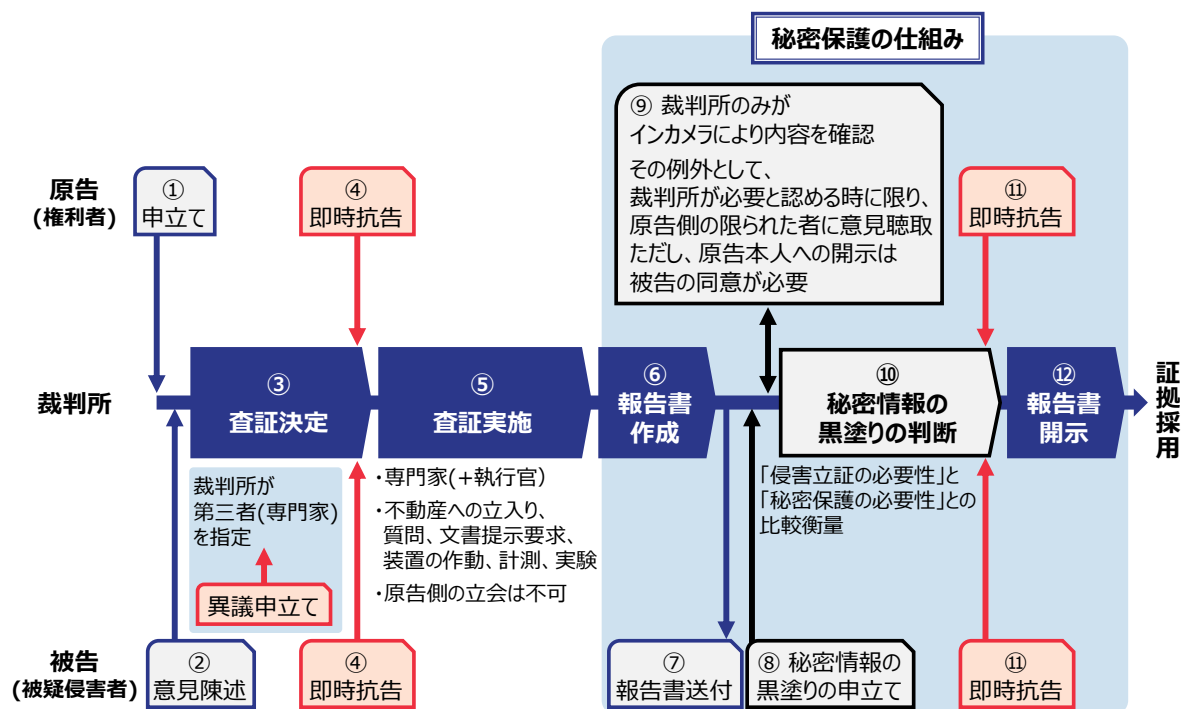
① 中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)の創設

特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家である査証人が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設した[2-10-1 図]。

2-10-2図 ライセンス料相当額のイメージ



2-10-1図 査証制度のイメージ



② 損害賠償額算定方法の見直し

- 侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えると賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、当該ライセンス料相当額についても損害賠償を請求できることとした[2-10-2 図]。
- ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記した。

※②については実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

(2) 意匠法の一部改正

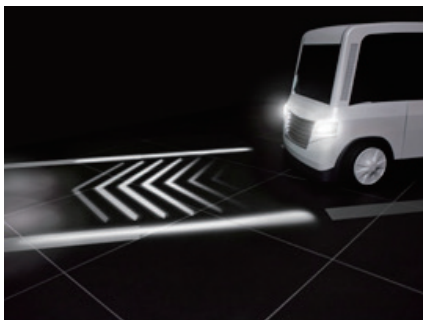
①保護対象の拡充

物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインを、新たに意匠法の保護対象とした[2-10-3図、2-10-4図、2-10-5図]。

2-10-3図 クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像



2-10-4図 道路に投影された画像



2-10-5図 内装デザインによるブランド構築

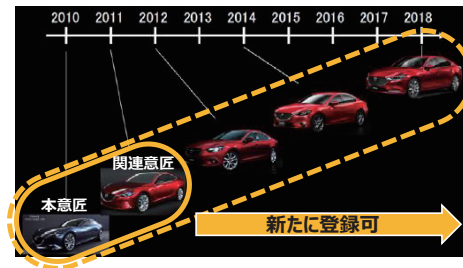


②関連意匠制度¹の見直し

一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とするため、

- 関連意匠の出願可能期間を、本意匠の登録の公表日まで（8か月程度）から、本意匠の出願日から10年以内までに延長した。
- 関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めた[2-10-6図]。

2-10-6図 一貫したコンセプトに基づき開発されたデザイン



③意匠権の存続期間の変更

「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更した。

④意匠登録出願手続の簡素化

- 複数の意匠の一括出願を認めた。
- 物品の名称を柔軟に記載できることとするため、物品の区分を廃止した。

⑤間接侵害²規定の拡充

「その物品等がその意匠の実施に用いられることを知っていること」等の主観的要素を規定することにより、取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為を取り締まれるようにした。

(3) その他

①公益団体等における商標権の通常使用権の許諾について

公益団体等（自治体、大学等）が自身を表示する著名な商標権の通常使用権の許諾を認める等の措置を講じた。

1 自己の出願した意匠又は自己の登録意匠（本意匠）に類似する意匠の登録を認める制度
2 侵害を誘発する蓋然性が極めて高い予備的・補助的行為を侵害とみなす制度

事実は小説より奇なり 巨象アップルをひれ伏せさせた“町の発明家”

個人発明家

齋藤憲彦氏

自分の発明が無断で、携帯音楽プレーヤー「iPod」に使われている。
齋藤憲彦氏がこの事実に気づいた時、すでにiPodは世界中で大ヒット。
グローバルメーカーが相手では泣き寝入りをするところだが、齋藤氏は諦めなかった。
形勢不利な状況のなか、8年に及ぶアップルとの裁判を戦い抜き、逆転勝利を手にした。
まさに、事実は小説よりも奇なり。何が、この快挙を可能にしたのか。
運命の分岐点となった四つのエピソードとともに、齋藤氏が当時を振り返る。

人生の一発逆転をめざし アップルとの闘い開始

本文「アップルジャパン株式会社は3億366万4千1920円を支払わなければならない」

2013年9月26日、東京地裁は個人発明家・齋藤憲彦氏に対するアップルジャパン（以下アップル）の特許権侵害を認め、賠償金の支払いを命じた。15年9月9日、最高裁もこの判断を支持し、判決は確定。ドラマ『下町ロケット』を地で行く奇跡のような結末は、携帯音楽プレーヤーiPod搭載のクリックホイール*1（入力装置）が齋藤氏の特許権を侵害した事件（通称「アップル事件」）での出来事だ。

「巨象アップル、個人発明家に敗れる」。このニュースは世界を驚かせたのはもちろん、多くの個人発明家、ベンチャー、中小企業に勇気を与えた。形勢不利ななか、8年に及ぶアップルとの戦いを制した齋藤氏とはいかなる人物か。

齋藤氏はバブル経済下にソフト会社を起業し、一応の成功を収めたが、バブル崩壊とともに会社は倒産。人生の一発逆転を目指し、志したのが「無」から「有」を生み出す発明であり、その知財をお金に換えることだった。そして、ソ

ニーのウォークマンに使われていたジョグダイヤルをヒントに、それまでにない新しい発想のクリックホイールを考案した。

特許について勉強していた齋藤氏は、躊躇なく特許取得に動き出した。まずは「特許出願」。東京都にある発明協会（現・一般社団法人発明推進協会）と日本弁理士会の無料相談を利用するなど、専門家に相談しながら、なんと書類の9割を自作。1998年に出願を終え、日本企業にライセンス供与を働きかけるも、すべて不発。

03年、後輩がたまたま見せてくれたアップルのiPodが自分の発明を利用していることに気がついた齋藤氏は、同社とのライセンス交渉を開始。04年8月、アップルに単身で乗り込んだ。

齋藤 先方は法務部長と顧問弁護士、弁理士2人が待ち構え、法務部長から次のように言われました。「ライセンス契約をお望みとのことですが、そのような申し出は受けられません。まだ特許も成立してないです。代わりに、今日まで齋藤さんがかけた経費と同額で、関連する特許をすべて買い取りましょう」。

カチンと来ましてね、即答してやりましたよ。「お断りします。おかしいでしょ。もし私の特

*1 表面を指でなぞったり押ししたりすることで、機能の選択や調節ができる円形の操作盤。

許が御社の製品と関わりがないのなら、経費どころか1銭も払う必要はないんじゃないですか」ってね。起死回生のための唯一の切り札ですから、そんな少額では譲れませんよ。

「すごい発明ですね」 発明協会の支援を受ける

アップルと交渉を開始した時点ではまだ、「齋藤特許」は成立していなかった。審査請求に必要な何十万円もの「請求料」を支払う余裕がなかったからだ。だが裁判を起こすには、特許取得は外せない。乾いた雑巾を絞るようにして印紙代を捻出し、審査請求書を提出したが、2カ月後、「拒絶」の通知が届く。困り果てた齋藤氏は、住居がある山梨県の発明協会を頼った。

齋藤 発明協会の皆さんは、「世界のアップルが訴訟の相手」ということで驚いていましたが、一致団結して協力してくれました。私一人だったら登山ルートさえ見つけられなかったでしょう。本当は出願前に調査報告書をつくらなければ申請できないのですが、私の窮状を考慮してくれて協会の予算で手続きをしてくれたのです。

山梨県の発明協会だったのがよかったと思います。東京へ行っていたら、あのように心を砕いてもらうのは無理だったでしょう。なにせ大勢の相談者が押し寄せていると思いますので。

アップルとの交渉決裂直後、齋藤氏は、特許訴訟に強い弁護士を探し求め、上山浩一弁護士にたどり着く。上山弁護士は、京都大学で素粒子物理学を専攻した元エンジニア。アップルのライバルであるマイクロソフトの特許侵害訴訟で勝訴判決を得た経験もあった。

齋藤 「iPodのクリックホイールの特許を私が持っていて、まだ成立していないのに、アップ

ルがそれを買ってもいいと言うのです」と切り出すと、「それは良い話ですね」とすぐに会ってもらえました。そして「お金がない」と言うと、「成功報酬」で引き受けてくれたのです。

上山先生によれば、自分で特許明細書を作成してアップルと交渉するなどの私のずば抜けた行動力、私の発明に筋の良さを感じたことに加え、「アップルが相手というのが、大きな動機づけになった」とのことでした。

特許庁の異例の対応で 「齋藤特許」成立

06年8月、齋藤氏の自宅に特許庁の審査官から電話がかかってきた。この日にいたるまで齋藤氏は、上山弁護士や二人の弁理士の力を借りて、再三の「拒絶」にもめげず手続きを継続し、運命の結果を待っていたのだった。



齋藤憲彦（さいとう・のりひこ）

1957年東京都生まれ。高校時代に豊沢豊雄著『落第発明』（ダイヤモンド社）に出会ったことから、発明や特許に関する書籍、特許法、判例集等を読み知識を蓄えていく。東海大学海洋学部卒業後、富士通SBC、米ビジネススクール留学を経て、1984年にポセイドンテクニカルシステムを創業するが数年後に倒産。一時はどん底の生活だったが、発明ノートにアイデアを書き溜め、「接触操作型入力装置」の特許を取得。2013年9月、アップルとの特許訴訟に勝利した。

齋藤 拒絶を覚悟していたのですが、「本件には特許性がある発明が存在している、という特許庁の基本見解をお伝えします。特許が成立することが決定しました。*2 本件はあまりにも社会的影響が大きく、内容が難しすぎました。本来、審査は私一人で行うところなのですが、特別に、合議制により複数の審査官と相談して結論を出しました」と言われ、ジーンと来ました。

審査官が電話を直接してくることも、合議制で審査を行うことも異例なことのように。「社会的影響が大きい」というのは、私の特許権の範囲がiPodのクリックホイールを包含していることと、日本にある携帯電話のほぼすべてに使用できることを意味するものと思いました。それから、私の入力装置は構造的には単純なので、コンセプトをとらえることが難しかったのでしょう。

最後に「最善を尽くして判断しました。あとは齋藤さんの番です。頑張ってください」と言われましてね。それまで手を貸してくださった方々に対する感謝の念が込み上げてきました。

こうして、巨象アップルと戦う準備は整い、本格的な闘争の幕が切って落とされたのである。

裁判を始める前に 司法の壁があった

——当時、齋藤さんは、日本の発明家のために戦ったヒーローのように報道されましたね。

齋藤 いえいえ、国も司法も、個人ではなく大企業の味方だと感じるが多かったのが、私のことより、そのことに注目してほしいと思っていました。実は裁判の前に、税関に「輸入差止申立」をしたのですが、学識経験者3人が侵

害の有無を判断した結果、不受理でした。*3「提出証拠だけでは判断できない」「責任を負えないから判断しなかった」という、特許庁の判断を無視した見解には納得できませんでしたね。あの時、「水際の取り締まり」を実施してもらえれば、良い条件で和解できたのに、悔しくなりません。

——裁判を起こすのに必要な印紙代も大きな障壁になったそうですね。

齋藤 私は最終的に100億円の損害賠償を求めたので、約1600万円の印紙代を工面しなければなりませんでした。当時の私は、とてもそんなお金は払えません。それで、訴訟費用の後払いを認める「訴訟救助」という制度を使いました。

でも、裁判に勝てば賠償金で支払えますが、負けた場合は大変な負担です。特許を取ったとしても、裁判で勝つとは限らない。つまり、侵害した者勝ち。被害を被ったとしても、印紙代が工面できなかった時点で、裁判もできず負けが決まる。道理に合いませんよ。

——裁判中に理不尽なことはありましたか。

齋藤 はい。私の被害額を算定するための売上情報等の資料提出をアップルに求めたのですが、いっこうに出てこない。強く抗議すると「アメリカ本社が管理しているので日本にはない」という不可解な回答をしてきました。アップルの訴訟引き延ばし戦略なのに、裁判所はそれをすんなり許してしまいました。

発明家よ、自分の発明の 世界一のスペシャリストたれ

——大変な苦勞をして、勝訴されたのですね。

齋藤 クリックホイールは私の発明です。アップルは特許無効を訴えてきましたが、東京地裁も



*2 齋藤氏の特許第3852854号「接触操作型入力装置およびその電子部品」。

*3 知的財産の侵害物品は、関税法第69条の2及び第69条の11により「輸出及び輸入してはならない貨物」と定められており、税関で取締りを行っている（財務省HP「知的財産侵害物品の取締り」参照）。

*4 知的財産高等裁判所。特許権や著作権などの知的財産に関する争いを専門に扱う日本で唯一の専門裁判所。2005年4月、東京高裁の中に創設された特別の支部で、独立性が高い。

知財高裁も、*4 私の特許内容と iPod に搭載されている技術が一致すると判決し、最高裁が特許侵害を認めました。*5 ただ、金額は残念です。*6

——勝因はなんだと思いますか。

齋藤 この事件について『iPod 特許侵害訴訟』を書いた新井信昭先生が、「勝つための3要件」として、次の三つをあげています。

- 1.筋の良い特許であること
- 2.権利者が特許という武器の使い方を知っていること
- 3.最後まで戦い抜く信念と戦い続けるための資金を調達できること

最も重要なのは、筋の良い特許であることだと思います。筋が良かったからこそ、発明協会が協力してくれたし、上山先生は成功報酬で引き受けてくれた。特許という武器を手に入れることもできたのです。

——特許庁に対して、要望はありませんか。

齋藤 特許のアーカイブがありますが、あれが専門家や頼れる組織に紐づいているといいと思います。それから、現在、私は新たな発明で世界特許を取得しようと動いているのですが、相変わらず大変で、特許権のシステムは発明家への負担が大きすぎます。先進国と後進国の綱引きに、人々に有益な研究に追われる世界中の発明家を巻き込まないでほしい。ですから特許庁には、世界の発明家がスムーズに活躍できる仕組みづくりをリードしてもらいたいです。

——最後に、日本の発明家にメッセージをお願いします。

齋藤 私は発明と特許について懸命に勉強してきました。アップル事件は一人では戦えなかったし、専門家の手を借りることも必要でしたが、たとえそうであっても、特許の勉強はすべきです。自分で考えた発明の、世界一のスペシャリストは自分だからです。

(構成・文／木原洋美)

齋藤憲彦氏の特許出願・審決(16年)ならびにアップル事件(11年)の経緯

1998.1.6	齋藤特許出願(特願平10-12010)
2月～	齋藤と日本企業のライセンス交渉
1999.7.21	齋藤特許出願公開(特開平11-194872)
2003.10月～	齋藤とアップルのライセンス交渉
2005.2.17	齋藤が上山浩弁護士と出会う
5.2	齋藤特許分割出願(特願2005-133824後の齋藤特許)
	●訴訟前交渉
2006.9.15	齋藤特許登録(特許3852854)
	●訴訟前交渉
2007.1.24	齋藤→税関 輸入差止申立 ※5.16不受理
2.6	アップル→齋藤 訴訟提起:債務不存在確認訴訟
3.13	齋藤→アップル 反訴提起:損害賠償請求訴訟1億円(一部請求)
	●侵害論の主張立証
2008.2.7	東京地裁→双方 和解の打診(心証=本件特許に無効理由あり)
	●和解協議
9.4	東京地裁 口頭弁論終結宣言
	●和解協議
2009.3.5	齋藤→特許庁 訂正審判請求
3.13	齋藤→東京地裁 口頭弁論再開申立
3.17	アップル→特許庁 無効審判請求 ※5.18請求取り下げ
3.31	特許庁 訂正を認める審決 ※4.11確定
	●侵害論の主張立証
2010.11.4	東京地裁→双方 心証開示(心証=侵害)
	●損害論の主張立証
2011.6.23	齋藤→東京地裁 計算鑑定申立書
	●損害論の主張立証
10.19	東京地裁 計算鑑定決定
	●損害論の主張立証
2012.12.18	東京地裁 計算鑑定意見書
	●和解協議
2013.2.20	齋藤→東京地裁 請求額増額 1億円→100億円(一部請求)
9.26	東京地裁 判決言渡し 3億3664万1920円を認容
9.26	アップル→知的財産高等裁判所へ控訴
10.9	齋藤→知的財産高等裁判所へ控訴
2014.4.24	知的財産高等裁判所 判決言渡し
2015.9.9	最高裁判所 確定

出所:新井信昭『iPod特許侵害訴訟 アップルから3.3億円を勝ち取った個人発明家』日本経済新聞出版社、2018年

*■は出願特許関連、■はアップル事件関連の重要事項。

*5 1審2審とも、「本件特許権は無効である」「そうでなくても権利侵害に当たらない」というアップルの反論をすべて排斥して、齋藤氏の特許に対するアップルによる侵害を認め、齋藤憲彦氏への賠償を認める判決。最高裁で確定した。

*6 齋藤氏の100億請求に対し、裁判所は「平成18年11月16日時点におけるデジタルミュージックプレーヤー市場における iPod の国内シェアは約60%に達しているが、それには原告の販売努力が相当程度貢献していることが認められる」として、3億3664万1921円と算出した。